

# 三重県燃費計貸付要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、県が所有する燃費計の貸付に関し、三重県会計規則第113条の規定を踏まえ、必要な事項を定めるものである。

## (貸付目的)

第2条 事業所等の自主的なエコドライブ推進取組を支援し、運輸部門における温室効果ガスの削減に繋げるものとする。

## (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)燃費計 自動車の燃料消費を計測する機器であって、貸付を目的とする県の備品
- (2)借受人 燃費計に係る物品貸付契約書を県と締結した者

## (貸付対象者)

第4条 燃費計の貸付対象者は、県内の企業、団体及び行政機関とする。

## (貸付申請等)

第5条 燃費計を借り受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、借り受けを希望する日の2週間前までに、物品無償貸付申請書(別紙様式1)及び物品貸付契約書(別紙様式2)を県に提出するものとする。

2 県は、前項の申請を受け付け、その内容を審査し、燃費計を貸し付けることが適当であると認められた場合には、貸付申請者と物品貸付契約書を締結するものとする。

## (貸付期間)

第6条 燃費計の貸付期間は、原則1ヶ月以内とする。

## (貸付台数)

第7条 燃費計の貸付台数は、県と協議のうえ決定する。

## (貸付に要する費用)

第8条 燃費計の貸付料は無料とする。ただし、県から借受人への燃費計の引き渡し及び借受人から県への燃費計の返却に係る費用は借受人の負担とする。

(禁止事項)

第9条 借受人は、貸付を受けた燃費計(以下「貸付燃費計」という。)の使用に当たって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)第三者に転貸し、又は担保に供すること
- (2)営利を目的とした事業に使用すること
- (3)分解及び改造等現状を変更すること
- (4)その他法令等に違反する行為

(使用によって生じた損害)

第10条 貸付燃費計は、借受人の責任において車両への取付け、管理、使用するものとし、貸付燃費計の使用における車両の故障及び損害等については、県は一切の責任を負わないものとする。

(弁償)

第11条 借受人が故意又は重大な過失により貸付燃費計を亡失又は損傷したと認められるときは、借受人は当該燃費計又は同等品を県に弁償するものとする。

(返却)

第12条 借受人は、貸付燃費計を県に返却する際に、動作確認、データ消去等の簡易点検を行い、以降の使用に支障のない状態で返却するものとする。

2 借受人は、エコドライブ推進取組の報告書(別紙様式3)を県に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行する。